

南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者が社会活動への参加の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

**第2条** 自動車運転免許取得助成を申請する者（以下「免許取得助成申請者」という。）又は自動車改造助成を申請する者（以下「改造助成申請者」という。）は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 免許取得申請者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で上肢、下肢又は体幹機能障害の程度が1級若しくは2級である者又は聴覚障がい者

イ 町内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者

ウ 免許の取得により社会参加が見込まれる者

エ 免許の取得助成を行う月の属する年の前年の所得税課税対象額（各種所得控除後の額）が当該月の属する特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

オ 過去に運転免許証の交付を受け、自己の責任において当該運転免許を失効させた者及び道路交通法に違反したために当該運転免許証の取消処分を受けたものでない者

(2) 改造助成申請者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で上肢、下肢又は体幹機能障害の程度が1級若しくは2級である者

イ 町内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者

ウ 自らが所有し、運転する自動車に改造をする者

エ 自動車の改造により社会参加が見込まれる者

オ 免許の取得助成を行う月の属する年の前年の所得課税対象額（各種所得控除後の額）が当該月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成額)

**第3条** この事業に係る助成額は、以下のとおりとする。

(1) 自動車運転免許の助成額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内とする。ただし、10万円を限度とする。

(2) 自動車改造の助成額は、自動車の改造に直接要した費用の3分の2以内とする。ただし、10万円を限度とする。

(申請手続)

**第4条** 免許取得助成申請者は障がい者自動車運転免許取得助成申請書（様式第1号）に、改造助成申請者は障がい者自動車改造助成申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し町長に申請するものとする。

(1) 免許取得費助成申請者

ア 身体障害者手帳の写し

イ 世帯全員の前年度の所得証明書

ウ 適正相談通知書の写し（沖縄県公安委員会発行）

(2) 改造助成申請者

ア 改造を予定している自動車の自動車車検証の写し及び運転免許証の写し

イ 当該自動車の改造を行う業者の改造経費の見積書

ウ 世帯全員の前年度の所得証明書

(支給適否の決定の通知)

**第5条** 町長は、障がい者自動車運転免許取得助成金申請書又は障がい者自動車改造申請書の提出があったときは、必要な調査を行った上で助成の適否を決定し、免許取得助成申請者には、障がい者自動車運転免許取得助成適否決定通知書（様式第3号）により、改造助成申請者には、障がい者改造助成適否決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(完了報告)

**第6条** 免許取得助成申請者は、自動車運転免許取得後、直ちに障がい者自動車運転免許取得完了届（様式第5号）に、改造助成申請者は、自動車改造後直ちに障がい者自動車改造完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 免許取得費助成者

ア 自動車運転免許証の写し

イ 自動車学校（運転免許センターを含む）に支払ったときの領収書

(2) 改造助成申請者

ア 改造部分が分かるもの（写真等）

イ 改造業者に支払ったときの領収書

(助成金決定通知書)

**第7条** 町長は、障がい者自動車運転免許取得完了届又は障がい者自動車改造完了届の提出があったときは、必要な調査を行い、助成額を決定の上、直ちに障がい者自動車運転免許助成金決定通知書(様式第7号)又は障がい者自動車改造助成金決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(支給申請)

**第8条** 免許取得費助成申請者は、障がい者自動車運転免許取得助成金決定通知書を受けたときは、直ちに障がい者自動車運転免許助成金交付請求書(様式第9号)を、改造助成申請者は、障がい者自動車改造助成金決定通知書を受けたときは、直ちに障がい者自動車改造助成金交付請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

**第9条** 町長は、障がい者自動車運転免許助成金交付請求書又は障がい者自動車改造助成金交付請求書の提出があったときは、直ちに助成金を交付する。

(台帳整備)

**第10条** 町長は、助成状況を把握するため、次に掲げる台帳を整備しておくものとする。

- (1) 障がい者自動車運転免許取得助成者台帳(様式第11号)
- (2) 障がい者自動車改造助成者台帳(様式第12号)

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第8条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第10条関係)